

TaxFlash



合併、会社分割または事業取得に係る資産譲渡に関する税務上の簿価の適用

2017年4月17日、財務大臣は、合併、会社分割または事業取得（以下「企業取引」と総称）に係る資産譲渡に関する税務上の簿価の適用に関する規則 No.52/PMK.010/2017（以下「財務大臣規則第52号」）を公布しました。財務大臣規則第52号の公布により、従来の規則 No.43/PMK.03/2008（財務大臣規則2008年第43号）は廃止されます。

財務大臣規則第52号の主な規定は以下の通りです。

範囲

従来、財務大臣規則2008年第43号では、合併または会社分割のみに係る資産譲渡に関する税務上の簿価の適用について規定されていました。しかし今般の財務大臣規則第52号の公布により、適格な企業取引として事業取得が加えられ、一定の条件を満たせば資産譲渡における税務上の簿価の適用が認められます。

財務大臣規則第52号で規定される事業取得は、銀行の恒久的施設(PE)と、資本が株式の形態で分割される国内法人納税者との間の吸収合併として具体的に定義されています。その中で、当該吸収合併では、PEのすべての資産と負債が国内法人納税者に譲渡され、当該PEは消滅することが規定されています。

財務大臣規則第52号下の合併の範囲には、インバウンド・クロスボーダー合併が含まれます（即ち、当該合併において、国内法人納税者が存続主体となり、合併の対象となるオフショア事業体は消滅します）。

ただし、当該クロスボーダー合併は、法的枠組が整備された後でなければ実施できません。

財務大臣規則第52号では、適格合併における存続主体は、税務欠損金が皆無か又は最低限の水準しかない主体でなければならないことのみが規定されています。従って、財務大臣規則第52号下では商業上の損失のステータスについては今後規定の対象とはなりません。

財務大臣規則第52号下における適格な会社分割の範囲には、法律で規定される会社分割(スピンオフ)を網羅するために、シャリーア(イスラム法に基づく)事業ユニットのスピンオフも新たに含まれます。このようなシャリーア事業のスピンオフ取引には新規株式公開(IPO)は求められません。

要件

申請要件は以下の通りです。

1. 申請は、企業取引の有効日から6ヶ月以内に、当該取引の理由と目的を添付した上で提出すること、
2. 事業目的テストの規定を満たすこと、及び
3. 関係する各国内法人納税者または各PEにつき、タックス・クリアランス・レター(Surat Keterangan Fiskal、以下「SKF」)を取得すること - **新たな要件**

従来、上記の(3)の要件は全ての関連納税者に対してその全ての未払税金の清算を要求するものでした。この要件は、SKFの申請にも適用されます。今般の新規則公布を受けて、企業再編の既存プロセスの一部だけが変更されたように見受けられますが、実際には納税者は今後、2つの別個の申請を行う必要があります(即ち、上記で網羅した企業取引に係る資産譲渡に関する税務上の簿価の適用申請、並びにその後のSKF申請)。SKFの申請要件に関する最新の規則については、国税総局長官規則 No. PER-32/PJ/2014をご参照ください。

資産売却の制限

税務上の簿価の適用が認められた譲渡対象資産は、企業取引の有効日から2年間は別の当事者に譲渡することはできません。ただし例外として、企業の効率性の向上を目的としてこれが実施される場合はこの限りではありません。財務大臣規則第52号では、この制限は固定資産にのみ適用されることが新たに規定されています。

また、財務大臣規則第52号では、納税者が企業の効率性の向上を目的として資産譲渡の実施を希望する場合、当該納税者は関連機関から承認を得る必要があることも規定されています。従来規則では、当該納税者は書面による声明書を提出するだけで済み、承認プロセスについては規定は設けられていませんでした。

期限までに承認申請を行わない又は申請に対する却下通知を受領する場合、税務上の簿価の適用の承認が取り消され、資産の譲渡価額は市場価値を用いて再計算されることとなります。

承認取得に関する申請期限、テンプレート及び提出資料は、従来財務大臣規則2008年第43号下で規定されていた提出文書の要件に準拠します。承認申請は、資産の譲渡から1ヶ月以内に行なわなければなりません。

手続

申請内容に不備がある場合、国税総局長官は納税者に対し、当該申請を受理した日から15営業日以内にすべての必要書類の提出を要請することができます。この要請に対し、納税者は5営業日以内に応じる必要があり、納税者の対応に不備があった場合、国税総局長官は申請の処理またはいかなる決定の通知もしません。このような場合は、納税者は再申請を行うことができます。

申請内容に不備がない場合は、国税総局長官はその受理の日から1ヶ月以内に、納税者に対し承認もしくは却下の決定を通知します。国税総局長官から1ヶ月以内に行かない通知もない場合、申請は承認されたとみなされ、国税総局長官は当該期日から5営業日以内に承認通知を発行しなければなりません。

恒久的施設(PE)の解散

適格な事業取得においては、銀行の恒久的施設(PE)は事業取得の有効日から2年以内に解散される必要があり、具体的には金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan、以下「OJK」)が当該PEの営業許可の取消を命じます。

この解散までの2年間の期限は、納税者の力の及ばない予期せぬ事態があった場合には、国税総局長官の承認を得た上で更に1年間延長することができます。この承認について、納税者は当該2年間の期限が到来する日の1ヶ月前までに国税総局への承認申請を行う必要があり、同時に当該2年間の期限到来日までにOJKに対し営業許可取消の準備の申請を済ませていなければなりません。

上記の期限までに主管当局への承認申請を行わない場合又は関連機関から申請に対する却下通知を受領した場合、税務上の簿価の適用の承認が取り消され、資産の譲渡価額は市場価値を用いて再計算されることとなります。

当該申請の申請と受理後の結果通知の詳細は、上記の「資産売却の制限」下の規定に準拠します。

クロスボーダーの合併の制限

適格と認められるクロスボーダーの合併における存続主体である納税者は、オフショア課税額またはオフショア事業体が納付するその他の課徴金に対する控除を申請することはできません。

法人税の月次分割納税

適格合併または事業取得における存続主体である納税者を対象とする法人税の月次分割納税は、当該合併または事業取得以前の関連事業体の分割納税額の合計を下回ることはできません。同様に、適格会社分割実施後の関連事業体の分割納税額の合計は、当該会社分割実施以前の事業体の分割納税額を下回ることはできません。

財務大臣規則第52号では、この要件は年次法人税申告書(企業取引が発生した年度が対象)が提出されるまで適用されることが明確に示されています。

経過措置

2016年12月31日までに発生した企業取引における資産譲渡に関する税務上の簿価適用の申請は、依然として従来の財務大臣規則2008年第43号下の規則に基づき処理されます。今回新たに公布された財務大臣規則第52号の規定は、2017年1月1日以降に発生した企業取引について適用されます。

申請手続及び受理された申請に対する国税総局長官の決定通知に関する実施細則は、別個の国税総局長官規則により規定される予定です。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim
dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi
deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Mohamad Hendriana
mohamad.hendriana@id.pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id



[PwC Indonesia](https://www.linkedin.com/company/pwc-indonesia)



[@PwC Indonesia](https://twitter.com/PwC_Indonesia)



[@pwcindonesia](https://www.facebook.com/pwcindonesia)



[PwC Indonesia](https://www.youtube.com/PwCIndonesia)



[pwc_indonesia](https://www.instagram.com/pwc_indonesia)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2017 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.